

公益社団法人千葉県園芸協会
農地中間管理事業農用地等借受希望者の募集要項

1 目的

この要項は、公益社団法人千葉県園芸協会（以下、協会という。）が農地中間管理権を取得した農用地等の貸付けについて、借受けを希望する者の募集に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 募集の区域

借受けの対象となる農用地等の区域は、別に定める。

3 募集方法

借受希望者の募集は、原則として、協会のホームページへの掲載、その他適切な方法により行うものとする。

4 募集の時期

借受希望者の募集は、随時行う。

5 応募資格

借受希望者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 全ての農地を効率的に利用し、耕作または養畜の事業に常時従事すると認められる者であること。（詳細は別記参照）
- (2) 10に定める募集結果の公表について同意した者であること。

6 応募方法

借受希望者は、農用地等の借受希望申込書（以下、申込書といいます。）に必要事項を記入の上、借受希望農用地のある市町村の窓口へ提出（郵送又は持参）するか、協会に直接提出するものとする。

借受けを希望する農用地が複数の市町村にわたる場合は、最寄りの借受希望農用地のある市町村の窓口へ提出するか、協会に提出するものとする。

7 添付資料

- (1) 法人の場合は、定款の写しを1部申込書に添付するものとする。
- (2) 新規就農及び新規参入の場合は、農業経営実施計画書（様式例1）を添付するものとする。

8 申込書の内容の変更及び取下げ

申込書の内容の変更がある場合は、申込書を提出した市町村又は協会へ申し出るものとする。

また、申込書の取下げを行う場合は、農用地等の借受希望申込取下げ書を申込書

を提出した市町村又は協会へ提出するものとする。

9 募集結果の公表

応募内容から次の事項を整理し、インターネット及びその他適切な方法により原則7月、10月、2月に公表するものとする。この他に必要な場合には、追加をして公表を行うことができる。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別
- (3) 借受けを希望する農用地等の種別、面積
- (4) 借受けした農用地等に作付けしようとする作物の種別

※留意事項

- (1) 申込書の記入は、ワープロ又は手書を問いませんが印鑑を必ず押してください。
- (2) 農地中間管理事業により農用地等を借受けするためには、応募が必須です。
- (3) 希望内容に沿った農用地等をあっせんしますが、希望内容通りの貸付けを確約するものではありません。
- (4) 後日、申込書の内容についての確認の連絡等をする場合がありますので、申込書の写しを用意しておいてください。

別記

農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条より抜粋

- 三 賃借権の設定等を受ける者が、賃借権の設定等を受けた後において、次にあげる要件の全て（農業生産法人はイに掲げる要件）を備えることとなること。
 - イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- 四 賃借権の設定等を受ける者が賃借権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農業組合、農業協同連合会その他法令で定める者を除く。）である場合には、次に掲げる要件の全てを備えること。
 - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に断続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ロ その者が法人である場合には、その法人の役員のうち一以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。